

## 議題 2

議案第 21 号

令和元年 9 月 6 日提出

### 市長の権限に属する事務の一部の補助執行について

地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき市長から協議があった補助執行について、次のとおり承諾することとする。

#### 1 承諾する内容

##### (1) 次に掲げる事務の補助執行を行うこと

ア 子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する事務（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園（以下「未移行幼稚園」という。）に在籍する保育の必要性がない子どもに関するものに限る。）

イ 施設等利用費の支給に関する事務（未移行幼稚園の利用に係るもの（預かり保育等に係るものを除く。）に限る。）

ウ 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認に関する事務（未移行幼稚園及び特別支援学校に係るものに限る。）

エ 子ども・子育て支援法の規定による実費徴収に係る補足給付事業に関する事務（市立幼稚園及び未移行幼稚園に係るものに限る。）

##### (2) 「市立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業に関する事務」の補助執行を取り止めること

#### 2 承諾する理由

(1) 子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るための子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和元年 10 月 1 日から子育てのための施設等利用給付及び低所得世帯等に対する副食材料費相当額を補助する事業（以下「副食材料費に係る補足給付事業」という。）が創設されることとなった。

(2) 現在、教育委員会（学事課）は、私立幼稚園就園奨励費補助事業により子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、私学助成により未移行幼稚園の振興を図っているところである。

- (3) このため、教育委員会（学事課）において、9月末で廃止する私立幼稚園就園奨励費補助事業に代えて、未移行幼稚園に係る子育てのための施設等利用給付及び副食材料費に係る補足給付事業を所管し、引き続き未移行幼稚園を利用する家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、私学助成に係るノウハウを活用して未移行幼稚園についての特定子ども・子育て支援施設等に係る確認に関する事務を実施することは、行政の効率の向上、行政の一体性の確保を図る上で適当であると考えられることから、これを承諾しようとするものである。
- (4) また、特別支援学校についての特定子ども・子育て支援施設等に係る確認に関する事務についても、教育委員会が特別支援学校の管理運営に係る事務を行っていることに鑑み、教育委員会（学事課）が未移行幼稚園分と合わせて一体的に所管することにより、行政の効率の向上、行政の一体性の確保を図ることができると考えられることから、これを承諾しようとするものである。
- (5) なお、「市立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業に関する事務」（教材費等に係るもの）は、平成28年4月1日から補助執行を受けているが、この度、1の(1)のエの事務に集約した上で補助執行を行うこととするため、当初の事務の補助執行を取り止めるという整理を行う。

### 3 実施期日

- (1) 1の(1)のア及びウは、令和元年9月6日
- (2) 1の(1)のイ及びエ並びに(2)は、令和元年10月1日

#### <参考>

##### 地方自治法第180条の2

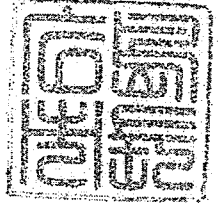
普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長（教育委員会にあつては、教育長）、委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任し、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして補助執行させることができる。ただし、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

令和元年8月30日

広島市教育委員会 御中

広島市長 松井一實

(企画総務局行政経営部行政経営課)



市長の権限に属する事務の一部の補助執行について（協議）

このことについて、地方自治法第180条の2の規定に基づき、下記のとおり協議  
します。

記

- 1 教育委員会の職員に補助執行させるもの（令和元年9月6日から実施）
  - (1) 子育てのための施設等利用給付に係る認定に関する事務（特定教育・保育施設に該当しない幼稚園（以下「未移行幼稚園」という。）に在籍する保育の必要性がない子どもに関するものに限る。）
  - (2) 特定子ども・子育て支援施設等に係る確認に関する事務（未移行幼稚園及び特別支援学校に係るものに限る。）
  
- 2 教育委員会の職員に補助執行させるもの（令和元年10月1日から実施）
  - (1) 施設等利用費の支給に関する事務（未移行幼稚園の利用に係るもの（預かり保育等に係るものを除く。）に限る。）
  - (2) 子ども・子育て支援法の規定による実費徴収に係る補足給付事業に関する事務（市立幼稚園及び未移行幼稚園に係るものに限る。）
  
- 3 補助執行を取り止めるもの（令和元年10月1日から実施）

市立幼稚園における実費徴収に係る補足給付事業に関する事務